

芦屋町創業等促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の新たな事業の創出や後継者の新分野への挑戦を応援することで、地域に活力を与え経済を活性化させることにより、需要の増大や雇用を創出することを目的とし、新たに創業又は第二創業（以下「創業等」という。）を行う者に対し、芦屋町創業等促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、芦屋町補助金等交付規則（平成19年規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のアからウまでのいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ 個人又は法人が、現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始する場合。ただし、既存の事業については、申告等を行っていること。

(2) 第二創業 個人事業主又は法人で事業継承を行った者又は行う予定の者（親族以外の者を含む。）が、業態転換や新事業・新分野に進出すること。ただし、先代経営者が代表者を退任する場合に限る。

(3) 認定支援機関 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条に規定する経営革新等支援機関に認定された商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、会計士等をいう。

(4) 投資額 補助対象経費の合計額で、消費税及び地方消費税を含まない額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内で創業等を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町税等の滞納がない者

(2) 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者

(3) 許認可等を必要とする業種の創業については、既に当該許認可等を受けていること。

(4) 創業に際し5年以上継続して営業する意志を持ち、かつ、芦屋町商工会会員となる者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局か

ら排除要請のある者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 創業等に要する事業で、認定支援機関の支援を受けて事業計画等を作成し、計画の実効性が確認された事業

(2) 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。)に規定する製造業、卸売業・小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業(娯楽業は除く。)に属する業種

(3) 需要や雇用を創出する事業

(4) 金融機関等からの資金調達又は自己資金で創業が十分に見込める事業

(5) 同一業種による同一事業者に対する補助金の交付を1度も受けていない事業

2 前項に定めるもののほか、町長が特に町内で創業に対する支援が必要と認めた事業

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業から除外するものとする。

(1) 公序良俗に問題のある事業

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける事業

(4) その他町長が公序良俗の観点から、地域の風紀を著しく害すると認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、創業等に係る必要な経費とし、申請書類作成費等経費、改修等工事費、備品等購入費、借損料費、原材料費、広報費、その他町長が必要と認める経費とする。

2 国、県その他の団体等から創業等に関する補助を受ける場合は、その金額を減額した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、芦屋町創業等促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、芦屋町商工会(以下「商工会」という。)を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 芦屋町創業等促進支援事業計画書(様式第2号-1、様式第2号-2)

- (2) 芦屋町創業等促進支援事業補助金に係る事業計画書の確認書（様式第3号）
 - (3) 納税証明書
 - (4) 登記事項証明書の写し（法人で既に登録を済ませている場合に限る。）
 - (5) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業の場合に限る。）
 - (6) 直近の決算書及び収支内訳書（第二創業の場合に限る。）
 - (7) 営業許可書の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
 - (8) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (9) 店舗等の賃貸に係る見積書の写し
 - (10) 店舗等の位置図
 - (11) 誓約書（様式第4号）
 - (12) その他町長が必要と認める書類
- （申請の審査及び推薦）

第8条 商工会は、審査委員会を設置し、提出された申請書に対して、次の着眼点に基づき、新たに創業等を行うに適した申請者であるか、審査する。

- (1) 事業の独創性
- (2) 事業の実現可能性
- (3) 事業の収益性
- (4) 事業の継続性
- (5) 資金調達の見込の有無
- (6) 認定支援機関による支援の確実性

2 前項の規定による審査において、商工会が、創業等に適した申請者であると認める場合は、商工会会長の推薦書を付して、町長に提出するものとする。

（補助金の交付等決定）

第9条 町長は、前2条の規定による申請及び推薦があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその内容を申請者に対し、芦屋町創業等促進支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により商工会を經由して通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 前条に規定する補助金の交付決定通知を受けた者（以下「決定通知者」という。）は、事業を変更しようとするときは、芦屋町創業等促進支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）を商工会を經由して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、芦屋町創業等促進支援事業補助金変更承認通知書（様式第7号）により、商工会を經由して決定通知者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 決定通知者は、補助事業終了後、速やかに芦屋町創業等促進支援事業補助

金実績報告書（様式第 8 号）に次の書類を添えて、商工会を經由して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
 - (2) 営業上の収支の状況の分かる書類
 - (3) 店舗等の賃借契約書の写し
 - (4) 店舗の写真等
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金を交付する額を確定し、芦屋町創業等促進支援事業補助金確定通知書（様式第 9 号）により、商工会を經由して決定通知者に通知するものとする。

(補助金の請求と支払)

第 13 条 決定通知者は、補助金の交付を請求しようとするときは、芦屋町創業等促進支援事業補助金請求書（様式第 10 号）を商工会を經由して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を決定通知者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助金を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第 3 条各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事実があったとき。

(財産の管理及び処分)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業の完了した日から 3 年間は、補助事業により新設し、又は増設した設備等の処分をしてはならない。

(事業状況報告)

第 16 条 決定通知者は、事業開始後 3 年間は、事業の成果等を記した芦屋町創業等促進支援事業補助金事業状況報告書（様式第 11 号）を 1 年ごとに、商工会を經由して町長に報告しなければならない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。